

用語の解説

○保育所定員の弾力化

保育所定員の弾力化とは、待機児童解消等のため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（最低基準）を満たした上で、定員を超えて児童を受け入れることをいう。

○短時間勤務の保育士

短時間勤務の保育士とは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（最低基準）上の保育士定数の一部に短時間勤務（1日6時間未満又は月20日未満勤務）の保育士を充てることをいう。

○保育料の収納事務の私人への委託

都道府県及び市町村の長は、収納の確保及び本人又はその扶養義務者の便宜の増進に寄与すると認める場合に限り、保育料の収納事務を私人へ委託することができる。

○幼稚園と保育所の施設の共用化

幼稚園と保育所の施設の共用化とは、多様なニーズに対応できるよう、幼稚園と保育所の施設・設備などを相互に共用化することをいう。

○「放課後児童クラブ」

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいい、共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで放課後に適切な遊び、生活の場を与えてその健全育成を図る事業をいう。